

静岡県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年6月27日

静岡県監査委員 森 裕  
静岡県監査委員 渡 邊 芳 文  
静岡県監査委員 竹 内 良 訓  
静岡県監査委員 四 本 康 久

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡財務事務所	令和5年2月24日
<b>【監査の結果】</b> 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 不動産取得税の買取再販に係る減額制度の適用誤り 3 内 容 静岡財務事務所は、令和3年度及び4年度に、不動産取得税の買取再販（土地）に係る減額制度の適用を8件（3者）誤り、計832,500円の追加徴収を発生させた。	
<b>【措置の内容】</b> 今回の事案は、平成30年度に制度改正された不動産取得税の買取再販減額制度（土地）の内容を班全体が理解しておらず、減額制度の適用を誤ったものです。 不動産取得税の買取再販減額制度（土地）の要件に、「土地取得日から2年以内に書類が提出されること」があるにも関わらず、その要件について、チェックリストへの記載及び後任への引継ぎが行われていなかったことが誤りの原因です。 改善策として、今後同様の誤りが生じないように、①チェックリストの項目に「土地取得後2年以内の書類提出が要件であること」を追加しました。また、②制度改正があった際には、班長が班員への周知及び後任への引継ぎを行うよう、事務分掌の班長業務に「法令等制度改正に関すること」を明記しました。 その他、税務課において、③当制度を周知するための事業者向けのチラシを見やすくし、要件をわかりやすく記載するとともに、ホームページにも不動産取得税の買取再販減額制度を掲載しました。また、④研修で主な税制改正の内容を説明するとともに、改正概要とその影響を簡潔にまとめた一覧を作成し、財務事務所と共有することとしました。さらに、⑤各財務事務所で作成しているチェックリストを収集し、全事務所で共有しました。 今後は制度改正時におけるチェックリストの改正を含め、必要な事務手続きに漏れがないことを徹底し、再発防止に努めます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
埋蔵文化財センター	令和5年2月24日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 業務委託における変更契約の未実施及び不適切な契約事務</p> <p>3 内 容 埋蔵文化財センターは、令和3年度に実施したアスベスト他含有調査業務委託において、アスベスト定性分析と定量分析が一体となった設計単価で契約した。そのため、定性分析を実施した5検体のうち、不検出となった4検体の定量分析を実施しなかったにもかかわらず、減額の変更契約を行わなかった。</p> <p>また、契約書に設計書が添付されていなかった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件は、担当職員が、資産経営課など、当該業務に精通した所属への相談・確認を行わなかったこと、また、添付書類の不備に対する課内のチェックが不十分であったことが原因です。</p> <p>今後は、業務に精通している他所属に相談し、必要に応じて技術的な支援を受けながら実施します。また、類似業務を実施する際には、適切に変更契約ができる設計・仕様で発注するよう、所属内で周知します。また、契約書については、新たに作成した添付書類チェックリストにより、複数職員によるチェックを徹底し、再発防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
吉原林間学園	令和5年2月24日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 不適切な個人情報の取扱い及び流出</p> <p>3 内 容 吉原林間学園は、静岡県セキュリティ対策基準に反して個人情報を含む心理検査報告書1件をメールに添付して送信し、送信先のメールアドレスを誤ったことにより31者に個人情報を流出させた。</p> <p>流出した情報は、受診児童1人の氏名、生年月日及び要配慮個人情報であった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>週休日に業務を進めるため、職場のパソコンから自宅のパソコンに心理検査報告書データを送信する際、誤ったメールアドレスに送付したことにより、個人情報が流出しました。</p> <p>流出判明後、直ちに主管課のこども家庭課へ報告し、誤送信先の31者に謝罪とメール削除の依</p>	

頼を行い、31者全てに削除していただいたことを確認しました。併せて、当該児童の保護者へ電話連絡した上で、家庭訪問をして概要説明と謝罪を行い、御理解をいただきました。

本件を受けて、令和4年11月16日（水）に園内役付け会議を開催し、二度と同様な事案が発生しないように、情報セキュリティ対策基準に基づく慎重な個人情報の取り扱いを改めて職員に周知徹底するよう、園長から各課長及び班長に対して注意を行いました。

また、各課・班にて情報セキュリティ研修を実施し、庁外で情報処理業務を行う場合は、情報セキュリティ管理者の許可を得ることや、個人情報を含む内容は私物パソコンを使用して情報処理してはならないことを確認するなど、再発防止の徹底を図りました。

今後もこのような取組を継続的にを行い、個人情報の適切な管理について職員の意識を高め、同様事案が再発しないよう徹底します。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
工業技術研究所浜松工業技術支援センター	令和5年2月24日
<b>【監査の結果】</b>	
1 監査結果の区分	注意
2 件 名	建設工事における不適切な監督・検査業務
3 内 容	浜松工業技術支援センターは、令和3年度に実施した空調設備更新工事において、監督・検査業務が適切でなく、特記仕様書に明示した耐震支持が施工されていないことに気が付かないまま、完成検査で合格としていた。
<b>【措置の内容】</b>	
監督員及び検査員において、特記仕様書に記載した内容の理解及び耐震対策に対する認識が不足していたことから、耐震支持の施工の確認が適切に行われていませんでした。	
耐震支持としてX状ブレース等による振れ止めの施工が必要であることを認識した令和4年10月14日に施工業者に対して是正を指示し、10月17日に振れ止めの設置を確認しました。	
今後、監督員は、契約書類に記載した事項を十分に確認し、契約の際には、内容について受注者と相互に確認をするとともに、随時立会いにより施工状況を把握します。検査員は、契約書類に記載した事項に沿った施工となっていることを確認し、不十分な場合には、速やかに是正を指示します。	
また、本事案について、総務課分室内で情報共有するとともに、検査員となる分室長及び監督員となる工事担当者の事務引継書に記載し、再発防止を図ります。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
農林技術研究所森林・林業研究センター	令和5年2月24日

**【監査の結果】**

- 1 監査結果の区分 指摘
- 2 件名 無登録農薬を使用して生産したヒノキ種子の不適切な取扱い
- 3 内容 農林技術研究所森林・林業研究センターは、研究目的で、西部農林事務所が本来、販売するために育成するヒノキ母樹の一部を借り受け、無登録農薬（着花促進剤）を散布し、種子を生産した。
- 無登録農薬を使用して生産した種子は、販売や譲渡が禁じられているため、適切に保管するか処分すべきであったが、農林技術研究所森林・林業研究センターは、その認識がなかったことから、西部農林事務所にそのことを伝えることなく生産した種子を西部農林事務所に渡し、西部農林事務所は、その種子を苗木生産者に販売した。このため、販売を禁じられている種子から育成された苗木等を回収することになり、苗木生産者に2,909,240円の賠償を行った。

**【措置の内容】**

本件は、農林水産大臣の登録を受けていない農薬を研究目的で使用して得られた収穫物を販売、譲渡してはいけないところ、農林技術研究所森林・林業研究センター研究員にその認識が不足していたことによるものです。

このため、事案の発生後速やかに、西部農林事務所と共催で、農林技術研究所森林・林業研究センター及び育種場業務に携わる西部農林事務所森林整備課の職員、育種場管理運営受注者等を対象に、農薬の適正使用に係る知識を習得するための研修会を実施しました。

また、農薬使用管理マニュアル及び農薬等を使用して得られた収穫物等の取扱マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた管理を徹底しています。

さらに、西部農林事務所の育種場を使った研究では、専用のビニールハウスを借り受け、生産の場から隔離することで、研究で得られた収穫物が育種場の生産物に混入しないための管理を徹底しています。

今後は、これらの対応に加え、無登録農薬等を使用する研究課題の決定の際は、必要に応じて関係機関に照会するとともに、年度当初に開催する所内検討会で成果物の譲渡の可能性がないことを審査するよう改善し、再発防止を図っていきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
熱海土木事務所	令和5年2月24日
<b>【監査の結果】</b>	
1 監査結果の区分	注意
2 件名	海岸占用料の算定誤り

3 内 容 熱海土木事務所は、平成27年度から令和2年度までの間、海岸占用料の算定を誤り、徴収不足10件426,020円が発生した。

**【措置の内容】**

本件は、海岸占用料の算出に際し、占用期間（初日から最終日まで）をもとに月割計算すべきところ、誤って実際に占用する実日数をもとに算出したために、本来徴収すべき占用料よりも過少な算定となり、徴収不足が発生したものです。

これは、当時の担当者を含めた班員全員が、算定基礎となる占用期間について、実際に占用する実日数によるものと誤った認識をしており、その後も根拠規定の確認をせず、例年と同様の処理をしていたことが原因と思われます。

徴収不足となっている金額のうち、時効により消滅しない過去5年分の5件、212,632円については、令和5年3月に申請者へ謝罪し、追加徴収を行いました。

再発防止策として、算定基礎となる占用期間について、認識誤りを防ぐため、許可申請書類を確認する際に使用するチェックリストに当該案件を事例とした算出の考え方を記載しました。

今後は、占用料を算定する際の根拠資料の確認について、チェック機能を強化するため、チェックリストを用いた用地管理課と総務課両課の複数名によるチェックを徹底し、誤徴収の発生防止に努めます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
熱海高等学校	令和5年2月24日
<b>【監査の結果】</b> 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 建設工事における不適切な設計 3 内 容 熱海高等学校は、令和3年度に実施したフェンス更新工事において、風荷重による転倒に対する安全性を満足しない不適切な設計を行い、これに基づき施工した。	
<b>【措置の内容】</b> 本件は、フェンスの設置場所の特殊な状況から、メーカーの標準図どおりに施工できない事情があったにもかかわらず、構造物の安全に対する技術的な検討及び確認が不足していたため生じたものです。今回の監査における指導を受け、令和5年3月に、風荷重による転倒に対する安全性を満たした基礎ブロックの補強工事を行いました。 今後は、設計の見積を取る際には、メーカーの標準図等を参考にして、現場の実態に合わせて、構造物が安全性を充分満たしているか技術的な検討及び確認を行い、再発防止に努めます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
警察本部総務部施設課	令和5年2月24日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 警察施設における設計、工事段階での安全対策の徹底</p> <p>3 内 容 浜松西警察署敷地内の射撃場で、訓練中に発射されたとみられる射撃弾が外壁を貫通する事故が発生しました。</p> <p>警察本部では、原因として、バックストップによる防弾カバーの範囲が十分でなかったこと、鉄筋コンクリート造となっていなかったことが判明しており、施設の設計、計画等の各段階において関係者間の情報共有が十分でなかったことが背景にあるとしています。</p> <p>現在、移転建替え中の大仁警察署において、県内3か所目となる射撃場を建設中ではありますが、二度とこのような事故が起こらないよう、浜松西警察署の射撃場とともに、安全が十分に確保された施設にしてください。</p> <p>さらに、今回の事故を教訓として、今後の警察施設の整備においても、県民が安全、安心な生活を実感できるような施設となるように設計、工事を実施してください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>当該案件は、令和4年6月、浜松西警察署併設射撃場において、訓練弾が内壁及び外壁を貫通した事案であります。</p> <p>原因として、バックストップによる防弾カバー範囲が十分でなかったこと、鉄筋コンクリート造となっていなかったことが判明しており、施設の設計、計画等の各段階において関係者間の情報共有が十分でなかったことが背景にあるものと考えています。</p> <p>このため、浜松西警察署については、既存のバックストップ左右の隙間を補完するとともに、現在建設中の大仁警察署併設射撃場を含め、両署とも、射撃場射的の背面及び両側面の外壁に鉄筋コンクリート板を設置し、安全性を高める対策を進めています。</p> <p>今回の事故を教訓とし、今後は、組織を挙げて同種事案の再発防止に努め、県民が安全、安心な生活を実感できるような施設となるよう取り組んでまいります。</p>	